明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（農林水産五七）　二

〔規　則〕
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（人事院一六―三―四二）　二

〔告　示〕
○少年院種類表（法務二九九）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一六七）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一五）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一六）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一七）　四
○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針の一部を改正する件（文部科学・環境三）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一三六八）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一三六九）　五
○地域連携保全活動の促進に関する基本方針の一部を改正する件（農林水産・国土交通・環境四）　五
○高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件（経済産業一一八）　六
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一一九）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七一、六七二）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六七三）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁四三、四四）　六

〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　八
高圧ガス容器の型式承認に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百九十七条第一項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一号を加える。

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人に係る特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号を有するときは、当該番号

ロ　事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別

ハ　内国法人（国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下このハにおいて同じ。）又は外国法人（内国法人以外の法人をいう。）の別

第三十条中「住所又は」を「住所、」に改め、「若しくは所在地」の下に「又は第十九条第三号に掲げる事項」を加える。

第三十一条各号列記以外の部分中「変更前の事業主及び」及び「、連署をもって」を削り、同条第四号を削る。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「事業主の」の下に「氏名又は名称及び」を加え、同項に次の一号を加える。

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人に係る特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号を有するときは、当該番号

ロ　事業所が法人の本店又は主たる事業所であるか否かの別